（様式９－２号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　様  　　 ○○広域振興局長  住居確保給付金支給中断通知書  　　　年　　月　　日第　　　　　号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。  記  １　支給中断時期　　　　　　　　年　　月から  （　　　　年　　月家賃相当分から）  ２　支給中断の理由　　　疾病・負傷により、求職活動が困難であるため |

（注意事項）

　１　中断を決定した日から、原則１月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。

２　心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を本通知書を交付した自立相談支援機関に提出して下さい。

　３　中断期間は、中断決定日から最大２年間です。２年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に処分を行った都道府県等の長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に処分を行った都道府県等を被告として（訴訟において当該都道府県等を代表する者は当該都道府県等の長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。